

会計年度任用職員取扱基本要領

〔 令和 2 年 1 月 2 4 日 制 定 〕
〔 令和 8 年 6 月 1 2 日 最 終 改 正 〕

第 1 趣旨

この要領は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 に規定する会計年度任用職員に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 会計年度任用職員の業務

会計年度任用職員が従事する業務は、以下のとおりとする。

1 会計年度任用職員（一般）

(1) 事務補助職員

主として事務又は技術の職務を補助する業務

(2) 技能補助等職員

主として以下の技能又は労務を補助する業務

ア 試験研究補助、洗浄、庁務、教務補助等

イ 農耕、養魚、飼育等

ウ 重労働

2 会計年度任用職員（専門）

特定の知識、資格又は経験を必要とする専門的な業務

なお、具体的な職務に関する事項については、主務課長が人事課長に合議のうえ職ごとに要領（以下「個別要領」という。）で定めるものとする。

第 3 会計年度任用職員の任免

1 任免の権限

会計年度任用職員の任免は、新潟県事務委任規則（昭和 35 年 3 月 25 日新潟県規則第 9 号）及び新潟県事務決裁規程（昭和 35 年 3 月 25 日新潟県訓令第 8 号）に基づき、本庁にあっては各課長、地域振興局にあっては各部長（新潟地域振興局津川地区振興事務所長及び新潟港湾事務所長並びに上越地域振興局妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長を含む。以下同じ。）、地域振興局以外の地域機関にあっては各地域機関の長（以下これらを「所属長等」という。）が行う。

勤務所属		任免の権限
本庁		各 課 長
地域機関	地域振興局	各 部 長
	地域振興局以外	地域機関の長

2 任用期間

任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

3 採用の方法

任用期間が2月を超える会計年度任用職員の採用は、公募（公共職業安定所への求人）を行い採用（以下「公開採用」という。）する。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 公開採用した者で、任用期間終了後の翌会計年度においても同一の職務内容の職に任用する場合（以下「再度任用」という。）

(2) 公開採用した者で、任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、退職後に同一の職務内容の職に再採用する場合（以下「再採用」という。）

4 採用の内定

所属長等は、採用予定者の任用資格等を審査し、選考の上、採用予定者を決定した場合は、別記第1号様式「採用内定通知書」により採用内定について通知する。

5 採用通知

所属長等は、勤務日の初日に別記第2号様式「採用通知書」により採用について通知する。

6 条件付採用期間

採用後1月間は、条件付採用期間とし、その間の職務を良好な成績で遂行した場合に正式採用となる。

なお、条件付採用期間において、実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまで延長する。

ただし、再採用の場合は本項は適用しない。

7 再度任用等

所属長等は、会計年度任用職員を再度任用又は再採用しようとする場合は、事前に別記第3号様式「採用（再度任用等）申込書」により本人から申し込みを受けるものとする。

なお、再度任用又は再採用する場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。

8 再度任用の回数

所属長等は、会計年度任用職員の勤務成績が良好で、任用期間終了後の翌会計年度においても同一の職務内容の職が設置される場合、2回まで再度任用することができる。

ただし、会計年度任用職員（専門）の職で、人材確保が困難等の特殊な事情があり、主務課長が必要と認める場合は、4回まで再度任用することができる。

9 人事評価

所属長等は、新潟県人事評価実施要領に基づき、会計年度任用職員の人事評価を行うものとする。

10 任用期間満了の予告

所属長等は、引き続いて任用する場合を除き、任用期間満了30日前までに、別記第4号様式「任用期間満了通知書」により任用期間の満了について予告する。

第4 勤務時間

勤務時間は、原則として次のとおりとする。

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤 務 時 間
29 時間 10 分	5 時間 50 分	午前9時10分から午後4時（休憩時間は正午から午後1時まで）とする。

ただし、業務の運営等に支障がある場合等原則的な勤務時間によることができない場合は、次のとおりとする。

1 会計年度任用職員（一般）の場合

- (1) 所属長等は、1日5時間50分の勤務時間を午前8時30分から午後5時15分の範囲内で別の勤務時間を設定することができる。

なお、別の勤務時間を設定した場合は、所属長等は、地域機関にあっては主務課長を通じ、別記第5号様式「勤務時間特例届出書」により人事課長に届け出ること。

- (2) 所属長等は、地域機関にあっては主務課長を通じ、別記第6号様式「勤務時間特例協議書」により事前に人事課長に協議し承認された場合に限り、午前8時30分から午後5時15分の範囲内で1日の勤務時間を設定することができる。

2 会計年度任用職員（専門）の場合

主務課長は、4週間を平均して1週間の勤務時間が29時間10分を超えない範囲で別の勤務時間を人事課長に合議のうえ個別要領で定めることができる。

第5 給与

1 報酬

- (1) 会計年度任用職員（一般）

ア 基準

- (ア) 1日の勤務時間が5時間50分である職員の報酬は、次の表に掲げる業務の区分に応じ、同表に掲げる給料表（一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）又は技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年12月29日新潟県規則第61号）に定める給料表をいう。以下同じ。）の級及び号給による給料月額を基準として別に定める。

ただし、次に掲げるいずれかに該当し、上記基準では採用が困難と認められる場合は、上記基準が適用になる職員との均衡や当該地域の賃金水準を踏まえ、主務課長が人事課長に協議し定めることができる。

- ① 任用期間が短期間等の場合

- ② 民間の賃金水準が特に高い地域に在勤する場合

- (イ) 1日の勤務時間が5時間50分でない職員の報酬は、別記第6号様式「勤務時間特例協議書」により人事課長に協議し定める。

業務の区分		報酬の基準
事務補助職員の業務		行政職給料表 1 級 1 号給
技 能 補 助 等 職 員 の 業 務	(業務A) 試験研究補助、洗浄、庁務、教務補助等に従事するもの	行政職給料表 1 級 1 号給
	(業務B) 農耕、養魚、飼育等に従事するもの	技能労務職給料表 1 級 2 号給
	(業務C) 重労働に従事するもの	技能労務職給料表 1 級 12 号給

イ 支給方法

報酬は日額とし、一の月の分をその翌月の 10 日に支給する。

ただし、5 月及び 1 月については、15 日に支給する。

その他、報酬の支給方法については、常勤職員の例による。

(2) 会計年度任用職員（専門）

ア 基準

1 週間の勤務時間が 29 時間 10 分である職員の報酬は、行政職給料表 1 級 21 号給の給料月額を基準として、個別要領で定める。

ただし職務内容及び勤務時間等により、上記基準により難い職員の報酬は、その者の職務内容等に応じ、上記基準が適用になる職員との均衡を考慮し、個別要領で定めるところにより決定することができる。

イ 支給方法

報酬は日額とし、一の月の分をその翌月の 10 日に支給する。

ただし、5 月及び 1 月については、15 日に支給する。

その他、報酬の支給方法については、常勤職員の例による。

2 期末手当及び勤勉手当

(1) 会計年度任用職員（一般）

ア 支給要件

期末手当及び勤勉手当は、6 月以上かつ 1 週間当たりの勤務時間が原則 15 時間 30 分以上の職に任用され、基準日に在籍する職員に対し、支給することができる。

イ 手当額等

期末手当及び勤勉手当の計算にあたっては、常勤職員の例によることを基本とし、以下により計算する。

(7) 期末手当及び勤勉手当の基準日及びその他計算方法は、常勤職員の例による。

(イ) 期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率は、常勤職員の例による。

- (ウ) 期末手当及び勤勉手当の基礎額は、報酬日額に 21 を乗じて得た額とする。
- (エ) 期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間には、基準日以前 6 月以内の期間において会計年度任用職員（期末手当及び勤勉手当の支給要件を満たす職に限る。）として引き続き在職、勤務した期間を含めることができる。

ウ 支給方法

期末手当及び勤勉手当の支給日、支給方法については、常勤職員の例による。

(2) 会計年度任用職員（専門）

ア 支給要件

期末手当及び勤勉手当は、6 月以上かつ 1 週間当たりの勤務時間が原則 15 時間 30 分以上の職に任用され、基準日に在籍する職員に対し、個別要領で定めるところにより支給することができる。

イ 手当額等

期末手当及び勤勉手当の計算にあたっては、常勤職員の例によることを基本とし、以下により計算する。

- (ア) 期末手当及び勤勉手当の基準日及びその他計算方法は、常勤職員の例による。
- (イ) 期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率は、常勤職員の例による。
- (ウ) 期末手当及び勤勉手当の基礎額は、報酬日額に 21 を乗じて得た額を基準として、個別要領において定める。

ただし勤務時間等により、上記基準により難しい場合は、上記基準が適用になる職員との均衡を考慮の上、他の基準によることができる。

- (エ) 期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間には、基準日以前 6 月以内の期間において会計年度任用職員（期末手当及び勤勉手当の支給要件を満たす職に限る。）として引き続き在職、勤務した期間を含めることができる。

ウ 支給方法

期末手当及び勤勉手当の支給日、支給方法については、常勤職員の例による。

3 給与改定

会計年度任用職員の給与の改定は、常勤職員の給与改定の状況を踏まえて実施する。

第 6 休暇

1 年次休暇

(1) 付与

ア 任用期間が 6 月以内の者に対して任用期間に応じて別表 1 のとおり年次休暇を付与する。

イ 任用期間が 6 月を超える者に対して、別表 2 のとおり年次休暇を付与する。2 年度目の年次休暇は、初年度の任用期間が 6 月を超える場合は、その初年度の任用期間が 1 年間であったものとみなし、初年度の任用期間が 6 月以下の場合は、その初年度の任用がなかったものとして扱う。

(2) 取得単位

日又は時間を単位とし、時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合は、

1日の勤務時間が7時間45分以上の者にあつては7時間45分をもって1日とし、1日の勤務時間が7時間45分未満の者にあつては、1週間の勤務時間を勤務日数で割った1日当たりの平均勤務時間をもって1日とする。

勤務時間が午前8時30分から午後5時15分までの者が午後1時から午後5時15分までの年次休暇を取得する場合は、4時間の年次休暇を取得したものとみなす。

(3) 時間未満の端数の取扱い

年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

2 年次休暇以外の休暇

(1) 付与

所属長等は、別表3のとおり有給休暇を、別表4のとおり無給休暇をそれぞれ付与するものとする。

なお、取得事由における「事実婚関係等」とは、届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情をいい、新潟県パートナーシップ制度実施要綱の規定による有効な「新潟県パートナーシップ届出受領証明書」（他の自治体の類似制度によるものを含む。）の交付を受けている場合を含むものとする。

(2) 取得単位

取得単位は別表3及び別表4のとおりとし、時間を単位として与えられた妻の出産、男性職員の育児参加、出生サポート休暇、子の看護休暇、私傷病休暇及び短期介護休暇を日に換算する場合は、1日の勤務時間が7時間45分以上の者にあつては7時間45分をもって1日とし、1日の勤務時間が7時間45分未満の者にあつては、1週間の勤務時間を勤務日数で割った1日当たりの平均勤務時間をもって1日とする。

(3) 時間未満の端数の取扱い

妻の出産、男性職員の育児参加、出生サポート休暇、子の看護休暇、私傷病休暇及び短期介護休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第7 休業（無給）

1 育児休業

- (1) 会計年度任用職員が子を養育するため、(5)に該当する者を除き、その養育する子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下この第7において同じ。）が1歳に達する日（以下「子の1歳到達日」という。）までの期間に2回の育児休業をすることができる。

また、上記とは別に、会計年度任用職員が当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。以下同じ。）の期間に2回の育児休業をすることができる。

(2) 次に掲げる要件を満たす場合は、会計年度任用職員は子が1歳から1歳2か月、子が1歳から1歳6か月又は子が1歳6か月から2歳に達する日まで育児休業をすることができる。

ア 子が1歳から1歳2か月に達する日まで育児休業をすることができる場合

会計年度任用職員の配偶者が、子の1歳到達日以前のいずれかの日において、育児休業をしている場合（ただし、育児休業期間は最長1年（女性の会計年度任用職員の場合は、産後休暇の期間を含む。）とする。）

イ 子が1歳から1歳6か月に達する日まで育児休業をすることができる場合

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当（職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号。以下「条例」という。）第3条に規定する特別の事情に該当する場合は、（イ）に該当）する場合

(ア) 会計年度任用職員又はその配偶者が子の1歳到達日において育児休業をしている場合

(イ) 子の1歳到達日後の期間について、育児休業をすることが特に必要と認められる次の場合

① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）による保育の利用を希望し申込みを行っているが、子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

② 常態として子の養育を行っている会計年度任用職員の配偶者で、子の1歳到達日後の期間について常態としてその子の養育をする予定であった者が、次のいずれかに該当した場合

a 死亡した場合

b 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、子を養育することが困難な状態となった場合

c 子と同居しないこととなった場合

d 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(ウ) 会計年度任用職員が子の1歳到達日の翌日（会計年度任用職員の配偶者が子の1歳到達日の翌日以降、育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(エ) 会計年度任用職員が子の1歳到達日後の期間において、イの条件に該当して育児休業をしたことがない場合

ウ 子が1歳6か月から2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合

1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当（条例第3条に規定する特別の事情に該当する場合は、（イ）に該当）する場合

(ア) 会計年度任用職員又はその配偶者が子の1歳6か月到達日において育児休業をして

いる場合

- (イ) 子の1歳6か月到達日後の期間について、育児休業をすることが特に必要と認められる次の場合
 - ① 保育所等による保育の利用を希望し申込みを行っているが、子の1歳6か月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
 - ② 常態として子の養育を行っている会計年度任用職員の配偶者で、子の1歳6か月到達日後の期間について常態としてその子の養育をする予定であった者が、次のいずれかに該当した場合
 - a 死亡した場合
 - b 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、子を養育することが困難な状態となった場合
 - c 子と同居しないこととなった場合
 - d 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合
 - (ウ) 会計年度任用職員が子の1歳6か月到達日の翌日（会計年度任用職員の配偶者が育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
 - (エ) 会計年度任用職員が子の1歳6か月到達日後の期間において、ウの条件に該当して育児休業をしたことがない場合
- (3) 既に2回の育児休業（子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内にした育児休業を除く。）をした会計年度任用職員は、当該育児休業に係る子について、次に掲げる特別の事情がある場合に限り、3回目以降の育児休業をすることができる。
 - ア 条例第3条に規定する事情に該当すること。
 - イ (2)イ又はウに掲げる場合に該当すること。
 - ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に県に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。
- (4) 育児休業期間の延長は、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この(4)において同じ。）が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった場合を除き、1回に限るものとする。
- (5) 請求時に次に掲げる会計年度任用職員は、育児休業をすることができない。
 - ア 子が1歳6か月に達する日（子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から6月を経過する日とし、(2)ウに該当する場合にあっては、子が2歳に達する日とする。）までの間に任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること又は引き続き採用

されないことが明らかである会計年度任用職員

イ 1週間の勤務日数が3日に満たない、又は1年間の勤務日数が121日に満たない会計年度任用職員

(6) 育児休業の取得手続は、次のとおりとする。

ア 育児休業をしようとする会計年度任用職員は、(3)ウに掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする1月前までに、別記第7号様式「育児休業承認請求書」を所属長等に提出するものとする。

ただし、次に掲げる場合は、2週間前までに提出するものとする。

(7) 子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に育児休業をしようとする場合

(イ) (2)イによる育児休業をしようとする場合であって、当該請求をする日が子の1歳到達日（会計年度任用職員が(2)アによる育児休業をする場合は、当該期間の末日）以前の日である場合

(ウ) (2)ウによる育児休業をしようとする場合であって、当該請求をする日が子の1歳6か月到達日以前の日である場合

イ 所属長等は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした会計年度任用職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、会計年度任用職員が(3)ウに掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りではない。

ウ 所属長等は、育児休業を承認しようとするときは、別記第8号様式「育児休業承認書」により通知するものとする。

エ アからエまでの規定は、育児休業期間の延長の請求について準用する。

オ 育児休業をしている会計年度任用職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を別記第9号様式「養育状況変更届」により、所属長等に届け出なければならない。

(7) 育児休業に係る子が死亡した場合

(イ) 育児休業に係る子が会計年度任用職員の子でなくなった場合

(ウ) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 部分休業

(1) 会計年度任用職員が子を養育するため、その養育する子が小学校就学の始期に達する日まで、(4)に該当する者を除き、育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）は、1日の勤務時間から5時間50分を減じた時間を超えない範囲内（当該会計年度任用職員が育児時間又は介護時間を取得している場合にあっては、1日の勤務時間から5時間50分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ1時間55分からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）は、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内で部分休業をすることができる。

(2) 第1号部分休業は、30分を単位として承認するものであること。

(3) 第2号部分休業は、1時間を単位として承認するものであること。

- (4) 請求時に1週間の勤務日数が3日に満たない、又は1年間の勤務日数が121日に満たない会計年度任用職員は、部分休業をすることができない。
- (5) 部分休業の取得手続は、次のとおりとする。
- ア 部分休業をしようとする会計年度任用職員は、部分休業を始めようとする1月前までに、別記第10号様式「部分休業承認請求書」を所属長等に提出するものとする。
- イ 所属長等は、部分休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした会計年度任用職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- ウ 所属長等は、部分休業の請求内容が適当であると認めるときは、承認するものとする。
- エ 部分休業をしている会計年度任用職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を別記第9号様式「養育状況変更届」により、所属長等に届け出なければならない。
- (7) 部分休業に係る子が死亡した場合
- (イ) 部分休業に係る子が会計年度任用職員の子でなくなった場合
- (ウ) 部分休業に係る子を養育しなくなった場合
- オ 申出内容を変更しようとするときは、別記第9号様式「養育状況変更届」及び別記第10号様式「部分休業承認請求書」を所属長等に提出するものとする。

第8 社会保険

健康保険、厚生年金及び雇用保険等の社会保険については、法令の定めるところにより加入させるものとする。

第9 費用弁償

- 1 通勤に係る費用弁償については、常勤職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において、別に定めるところにより支給する。
- 2 会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、職員の旅費に関する条例（昭和30年8月29日新潟県条例第58号）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

第10 服務

- 1 服務については、原則として常勤職員の例による。
- 2 新たに採用された者は、所属長等の立会いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名し、当該宣誓書を所属長等に提出しなければならない。

ただし、再度任用又は再採用の場合は本項は適用しない。

- 3 会計年度任用職員は、次に掲げるいずれにも該当する場合は、事前の届出により、営利企業への従事等ができる。
 - (1) 従事等の内容が公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないものである。
 - (2) 勤務時間外又は年次休暇を使って行うものである。
 - (3) 会計年度任用職員の職と従事する営利企業等の職の合計した勤務時間が週38時間45分

以内でかつ1日7時間45分以内である。

なお、営利企業への従事等をしようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、別記第11号様式「営利企業従事等届出（消防団員兼職届出）書」を所属長等に提出しなければならない。

また、前項の届出書を受理した所属長等は、地域機関にあつては主務課長を通じ、別記12号様式「営利企業従事等届出（消防団員兼職届出）報告書」により、速やかに人事課長に報告しなければならない。

- 4 会計年度任用職員は、第三者からの依頼に基づき、謝礼等を受領する場合は、「職員が行う講演等に対する謝礼等の取扱いについて（平成19年9月14日人第240号総務管理部長通知）」に準じて必要な手続きをとらなければならない。

第11 その他

- 1 会計年度任用職員に関する取扱いについて、この要領に定めのない事項、又はこの要領によりがたい事項については、主務課長が人事課長に合議のうえ、職ごとに個別要領で定めるものとする。
- 2 常勤職員で定年又は勸奨により県を退職する者を、退職後引き続き会計年度任用職員（専門）として再雇用する場合は、第3の3、第3の8及び第6の1（1）の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領に基づく採用の内定等の必要な行為は、施行の日前においても、行うことができる。

別表１ 一年次休暇付与日数（任用期間６月以内の場合）

週所定勤務日数	任 用 期 間					
	１月 以内	２月 以内	３月 以内	４月 以内	５月 以内	６月 以内
５日以上 （※）	１日	２日	３日	４日	５日	６日
４日	１日	１日	２日	２日	３日	４日
３日	—	１日	１日	２日	３日	３日
２日	—	１日	１日	１日	２日	２日
１日	—	—	—	—	—	１日

※ １週間の勤務日数が４日以下とされている職員で１週間の勤務時間が 29 時間以上である者を含む。

別表２ 一年次休暇付与日数（任用期間６月を超える場合）

週所定 勤 務 日 数	１年間の所定 勤 務 日 数	勤 続 年 数						
		初年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度 以降
５日以上 （※）	217 日以上	１０日	１１日	１２日	１４日	１６日	１８日	２０日
４日	169 日～216 日	７日	８日	９日	１０日	１２日	１３日	１５日
３日	121 日～168 日	５日	６日	６日	８日	９日	１０日	１１日
２日	73 日～120 日	３日	４日	４日	５日	６日	６日	７日
１日	48 日～ 72 日	１日	２日	２日	２日	３日	３日	３日

※ １週間の勤務日数が４日以下とされている職員で１週間の勤務時間が 29 時間以上である者を含む。

別表 3－有給休暇

種 類	事 由	取得単位	期 間
公民権の行使	法令の規定に基づく公の選挙又は投票において選挙権又は投票権を行使する場合	時間	その都度必要と認められる時間
証人等としての出頭	裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として官公署へ出頭する場合	時間	その都度必要と認められる時間
災害による現住居の滅失等	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	日	その都度 1 週間を超えない範囲内で必要と認められる期間
災害又は交通機関の事故等による出勤困難	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	日又は時間	その都度必要と認められる時間又は期間
退勤途上危険回避	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	時間	その都度必要と認められる時間
忌引休暇	会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当である場合	日	常勤職員の例による。

種 類	事 由	取得単位	期 間
結婚休暇	会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当である場合	日	連続する5日を超えない範囲内で必要と認められる期間
産前産後休暇	出産の場合	日	出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間
妻の出産	会計年度任用職員が配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合（1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上にの者に限る。）	日又は時間	配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内で、2日以内で必要と認められる時間又は期間
男性職員の育児参加	会計年度任用職員の配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学前の子（配偶者の子及び事実婚関係等にある者の子を含む。以下同じ。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合（1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上にの者に限る。）	日又は時間	出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内で5日の範囲内で必要と認められる時間又は期間

種 類	事 由	取得単位	期 間
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、帰省、休養、旅行等を行う場合 (1) 6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（1年間の勤務予定日数が48日未満の場合を除く。） (2) (1)に該当しない者で7月1日から9月30日までの期間内において任用期間が1月以上の者（月の勤務予定日数が16日未満の場合を除く。）	日	(1) 6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（1年間の勤務予定日数が48日未満の場合を除く。）について、一の年度の7月1日から9月30日までの期間内で、原則として連続する3日を超えない範囲内で必要と認められる期間 (2) (1)に該当しない者で7月1日から9月30日までの期間内において任用期間が1月以上の者（月の勤務予定日数が16日未満の場合を除く。）について、一の年度の7月1日から9月30日までの期間内で、原則として連続する2日を超えない範囲内で必要と認められる期間
出生サポート休暇	会計年度任用職員が不妊治療を受ける場合（1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上の方に限る。）	日又は時間	一の年度において5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては10日）を超えない範囲内で認められる時間又は期間
私傷病休暇	公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病の場合以外の負傷又は疾病の場合（任用期間が6月以上（継続によって当初の任用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。）	日又は時間	別表5に定める日数
妊産婦の健康診断	妊娠中又は出産後1年以内の女性会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	時間	(1) 妊娠初期から妊娠23週までは4週間に1回 (2) 妊娠24週から35週までは2週間に1回 (3) 妊娠36週から分娩までは1週間に1回 (4) 出産後1年まではその間に1回 (5) (1)～(4)にかかわらず医師等の指示があった場合はその回数

種 類	事 由	取得単位	期 間
妊娠中の通勤緩和	妊娠中の女性会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	時間	勤務時間の始め又は終わりに おいて、1日を通じて1時間 を超えない範囲内でそれぞれ 必要と認められる時間
育児時間	生後満1年に達しない生児（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を育てる場合	30 分	1 日 2 回各30分
子の看護等休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子及び事実婚関係等にある者の子を含む。以下同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断（いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものを含む。）を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当である場合（1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上の方に限る。）	日又は時間	一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては10日）以内

短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）で次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては会計年度任用職員と同居（会計年度任用職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。）しているものに限る。以下同じ。）の介護、通院等の付添い及び要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合（1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上にの者に限る。） ア 配偶者（事実婚関係等にある者を含む。以下アにおいて同じ。）、父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 父母の配偶者、配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の子	日又は時間	一の年度5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）以内
骨髄等ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録を申し出ること又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供することに伴い必要となる検査等を受け、又は入院する場合	日又は時間	その都度必要と認められる時間又は期間

別表４－無給休暇

種 類	事 由	取得単位	期 間
生理休暇	生理のため勤務が著しく困難である場合	日又は時間	１回について連続する２日以内で必要と認められる期間
公務疾病休暇	公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病の場合	日又は時間	その療養に必要と認められる時間又は期間
妊婦の妊娠障害	妊娠中又は出産後１年以内の女性会計年度任用職員が母子保健法第１０条に規定する保健指導又は同法第１３条に規定する健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	日又は時間	その都度必要と認められる時間又は期間
介護休暇	要介護者で次に掲げる者の介護を行う会計年度任用職員が当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合（会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して９３日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日から９３日を経過する日から６月を経過する日までの間に、任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること又は引き続き採用されないことが明らかである会計年度任用職員及び１週間の勤務日数が３日に満たない、又は１年間の勤務日数が１２１日に満たない会計年度任用職員を除く。） ア 配偶者（事実婚関係等にある者を含む。以下アにおいて同じ。）、父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 父母の配偶者、配偶者（事実婚関係等にある者を含	日又は時間	指定期間

	む。)の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子 会計年度任用職員が介護休暇を取得する場合は、事前に別記第13号様式「介護状況説明書兼指定期間申出書」を、所属長等に提出し、介護休暇を請求することについて所属長等の承認を受けること。		
介護時間	要介護者で次に掲げる者の介護を行う会計年度任用職員が当該介護を行うため、当該要介護者ごとに連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合（1週間の勤務日数が3日に満たない、又は1年間の勤務日数が121日に満たない会計年度任用職員及び1日の勤務時間が6時間20分に満たない会計年度任用職員を除く。） ア 配偶者（事実婚関係等にある者を含む。以下アにおいて同じ。）、父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 父母の配偶者、配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の子	30分	1日の勤務時間から5時間50分を減じた時間以内（当該会計年度任用職員が育児時間を取得している又は第1号部分休業を承認されている場合にあっては、1日の勤務時間から5時間50分を減じた時間以内でかつ、1時間55分からこれらの休暇又は部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間以内）

別表5－私傷病休暇の付与日数

週の勤務日数	5日以上(※)	4日	3日	2日	1日
年間の勤務日数	217日以上	169日 ～216日	121日 ～168日	73日 ～120日	48日 ～72日
休暇の付与日数	10日	7日	5日	3日	1日

※ 1週間の勤務日の日数が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上である者を含む。